

調布市バリアフリーマスタープラン ～移動等円滑化促進方針～

調布市バリアフリー基本構想 ～地区別計画～

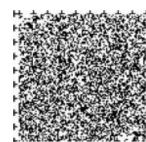
【概要版】



パラハートちょうふ

つなげよう，ひろげよう，共に生きるまち

令和4年4月
調布市



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また、同法では、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区、重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園及び信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想が規定されています。

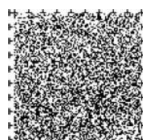
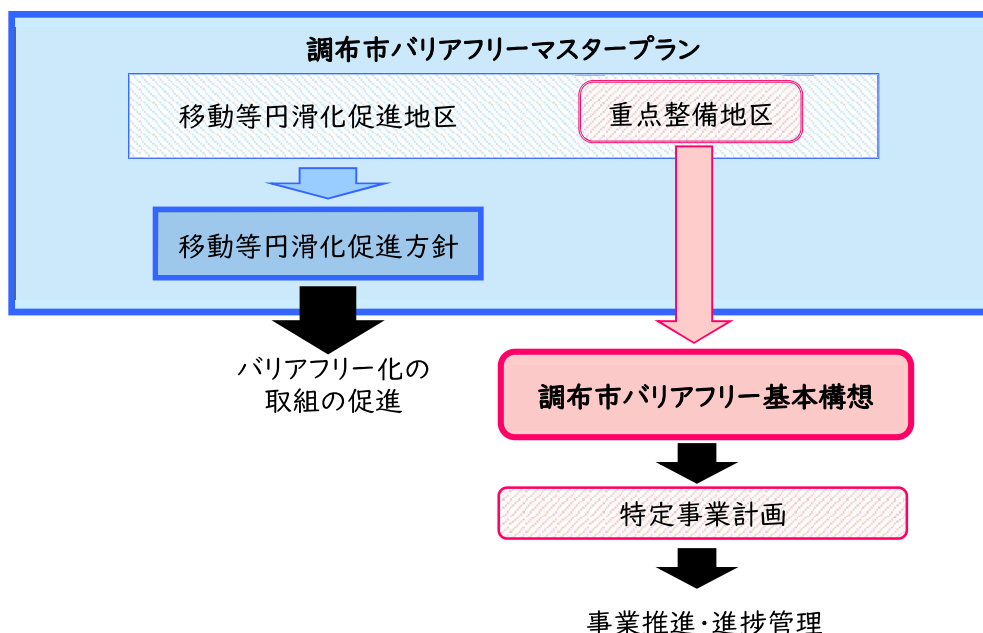
策定の背景と目的

調布市は、平成9年に「調布市福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物や道路、公園、交通施設等について、施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、平成19年2月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づく「調布市交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成22年度を目標として、旅客施設やバス車両、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

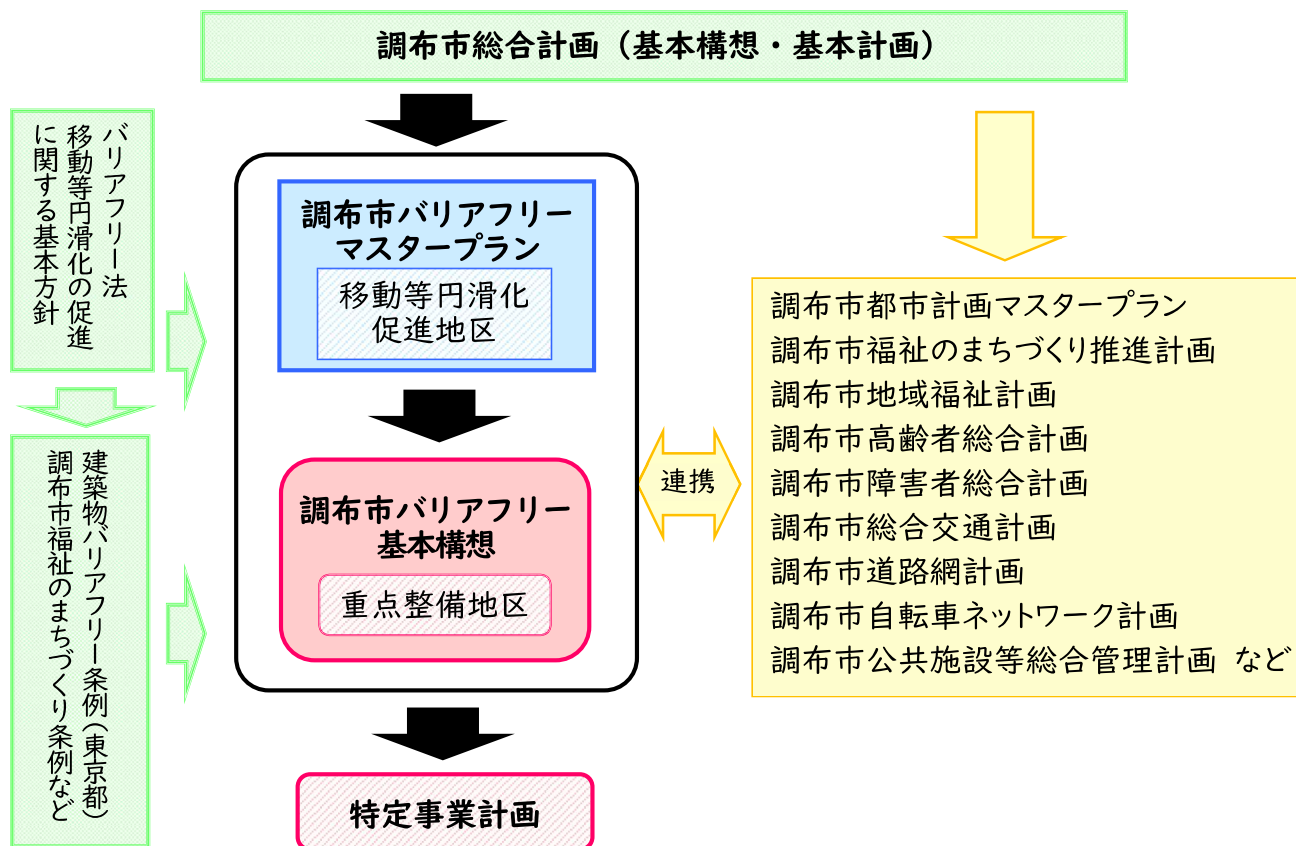
さらに、平成24年3月にバリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、従来の計画に加え、建築物を含めたバリアフリー化事業を設定するとともに、市としてのバリアフリーの考え方を明らかにし、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目指した取組を推進してきました。

この旧基本構想の目標年次が令和2年度末であることや上記に示したバリアフリー法に関する社会的経緯を踏まえると、バリアフリーのまちづくりに向けた更なる取組の推進が必要なことから、バリアフリー法に基づき内容の見直しを行い、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付ける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。



マスタープラン及び基本構想は、調布市の最上位計画である調布市総合計画とバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき定めます。

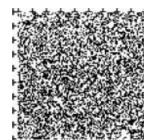
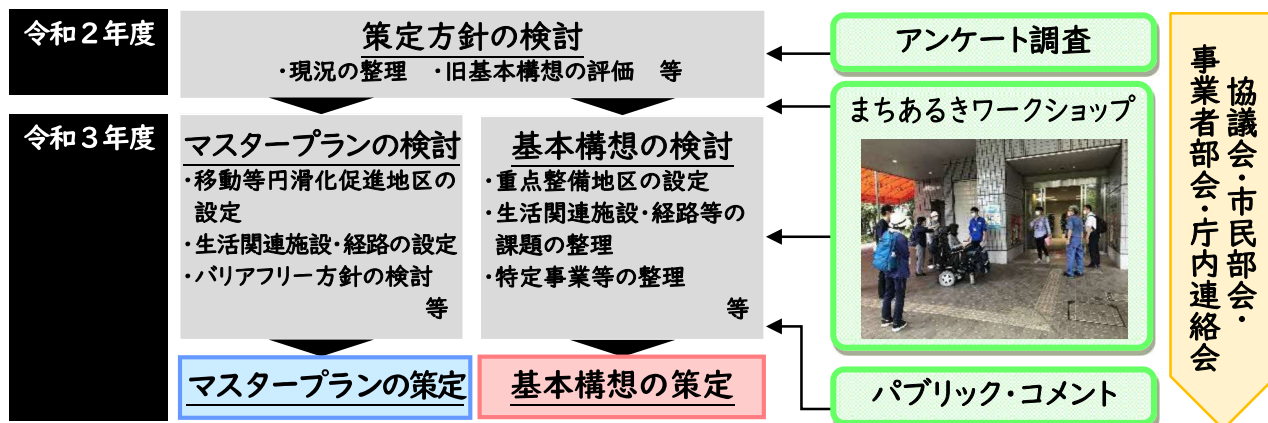
また、関連する条例及び調布市の関連計画と整合・連携を図りながら実現していきます。



策定の流れ

令和2年度は、現況の整理や旧基本構想の評価を踏まえ、マスタープラン及び基本構想の策定に向けた課題や方針について検討しました。

さらに、令和3年度は、協議会やまちあるき点検等の結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区を設定するとともに、バリアフリー方針や特定事業内容、全市における取組、推進・評価の考え方を検討し、パブリック・コメントを経て、令和4年4月に策定しました。



マスタープランの基本理念は、旧基本構想の基本理念を継承し、「みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布」と設定します。

みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布

基本目標

【マスタープラン 本編 P31】【基本構想 本編 P13, 75, 103】

実現性	目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期（～令和7年度）・中期（令和8年度～令和12年度）・長期（令和13年度以降）の3段階に設定します。
継続性	マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。
発展性	マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況にあわせた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

基本方針

【マスタープラン 本編 P32】

ハードとソフトのバリアフリーは、バリアフリーの両輪をなすものです。市民や事業者等との協働による取組を推進力に進めていき、市全域への展開も見据えていきます。

<基本方針>

■ハード面のバリアフリー方針

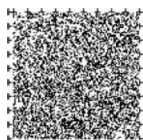
- ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を推進
- 施設間の移動の連続性に留意したバリアフリーを推進
- 歩行者が安全・安心に移動できる環境整備
- 関連事業についてもバリアフリー化に向け段階的に対応

■ソフト面のバリアフリー方針

- 事業者・市民の心のバリアフリーを推進
- 施設整備と連動した適切なバリアフリー情報の発信を推進
- 自転車マナーの普及・啓発及び自転車対策の強化を推進
- 市民の参加・協働によるバリアフリーの取組を推進
- 関係者との十分な調整

■展開方針

- 移動等円滑化促進地区、重点整備地区以外の地区についてもバリアフリーの考え方を提示

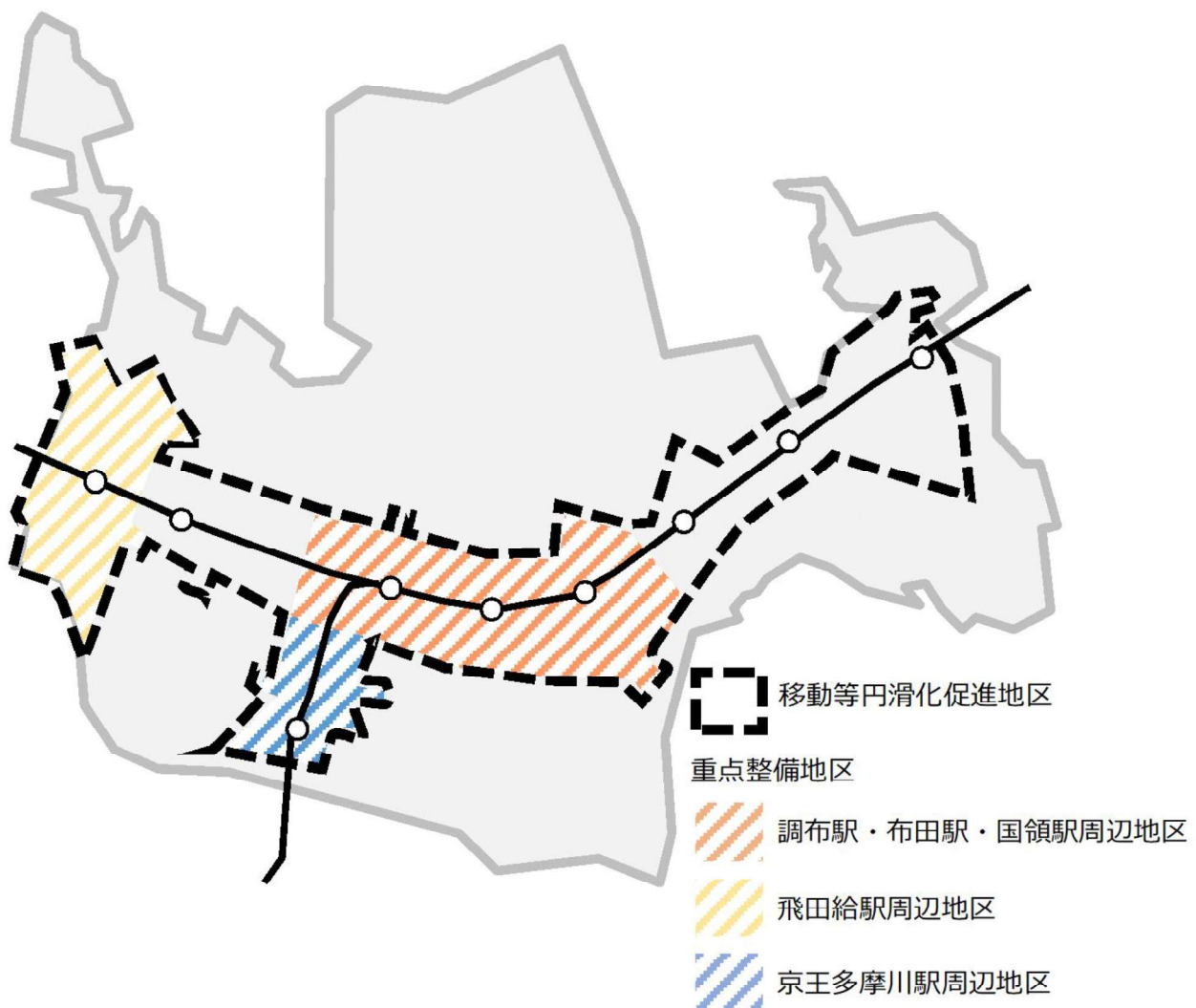


移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定【マスタープラン本編 P37】

旧基本構想に示す重点整備地区・展開地区・促進地区等駅を中心とした交通結節点を含む地区を移動等円滑化促進地区に設定し、バリアフリー化を引き続き推進します。移動等円滑化促進地区を一体的に設定することで、バリアフリー法に基づく緩やかな網掛けと東西の歩行者動線の強化（ネットワーク化）を図ります。（面積：約617ha）。

また、旧重点整備地区において未完了事業のある「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」と「飛田給駅周辺地区」の2地区は、引き続き重点整備地区に設定します。

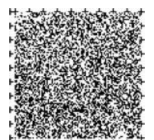
旧基本構想で「展開地区」に位置付けていた「京王多摩川駅周辺地区」について、土地区画整理事業等の予定があることから、積極的に特定事業等の設定を検討する地区として新たに重点整備地区に位置付けます。これらの重点整備地区については、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。（面積：「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」は約204ha、「飛田給駅周辺地区」は約114ha、「京王多摩川駅周辺地区」は約65ha、合計約383ha）。

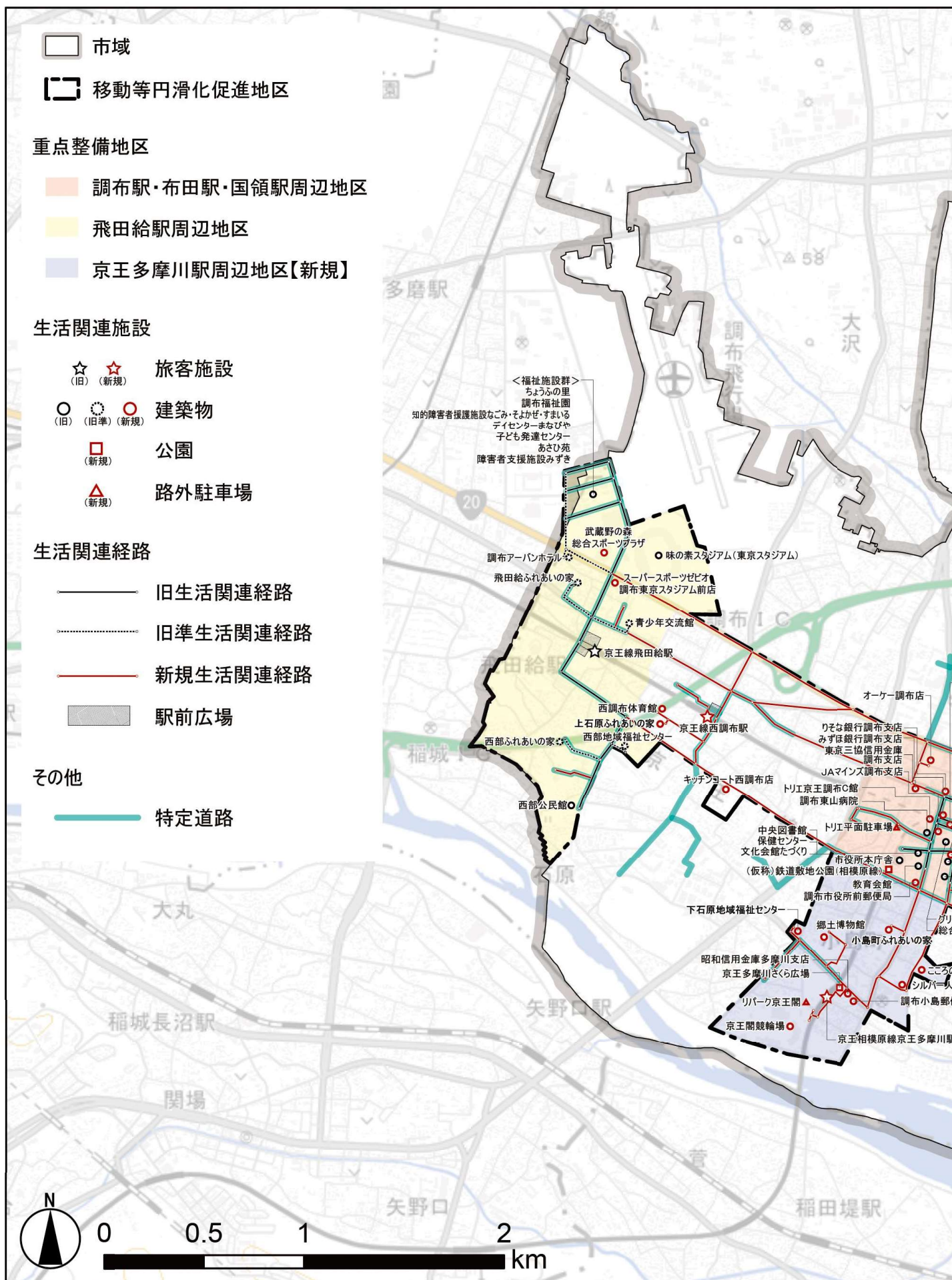


生活関連施設・生活関連経路の設定 【マスタープラン 本編 P39】

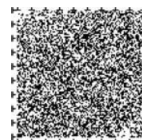
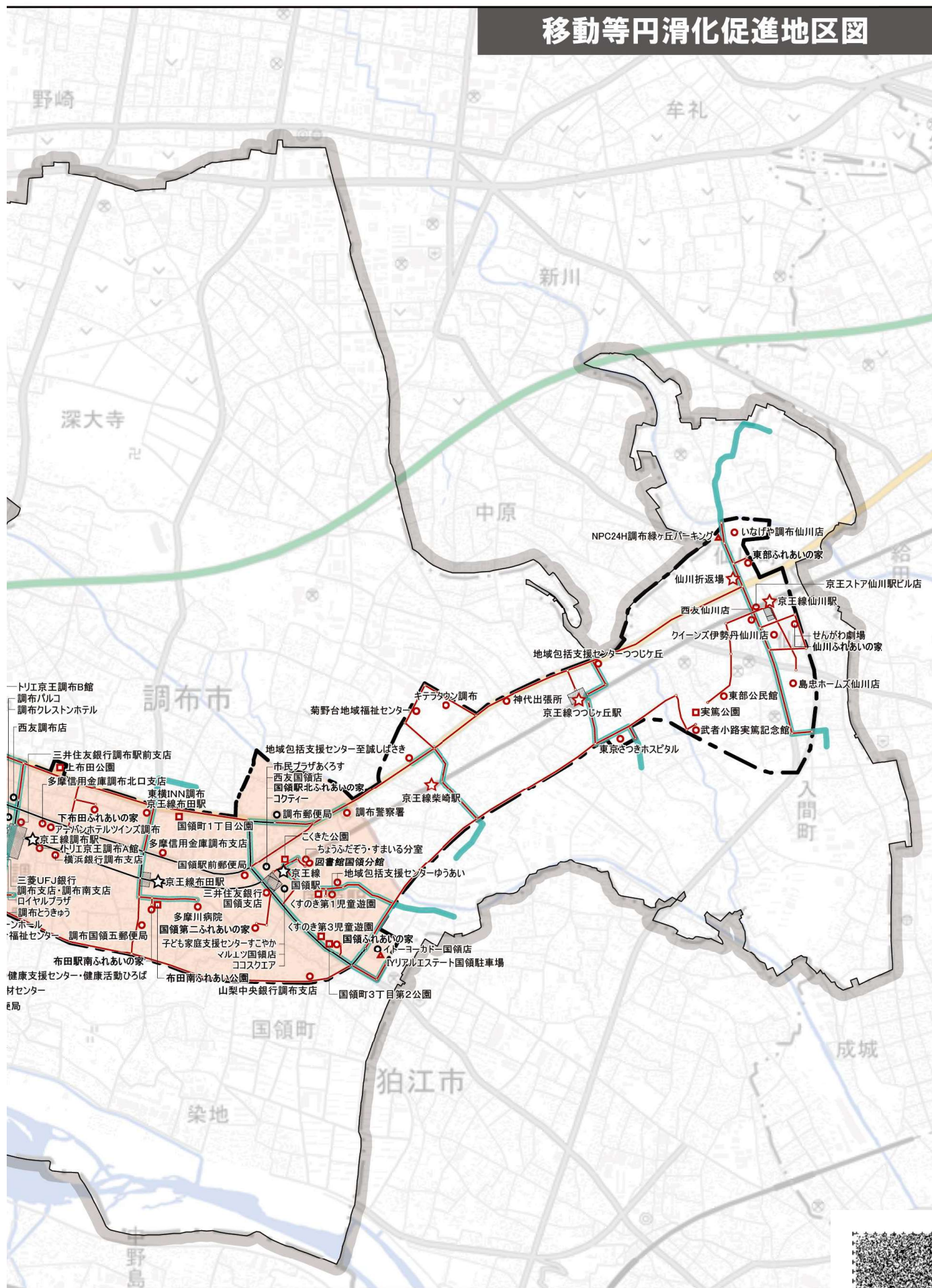
旧基本構想の生活関連施設を基本とし、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設を生活関連施設に設定します。

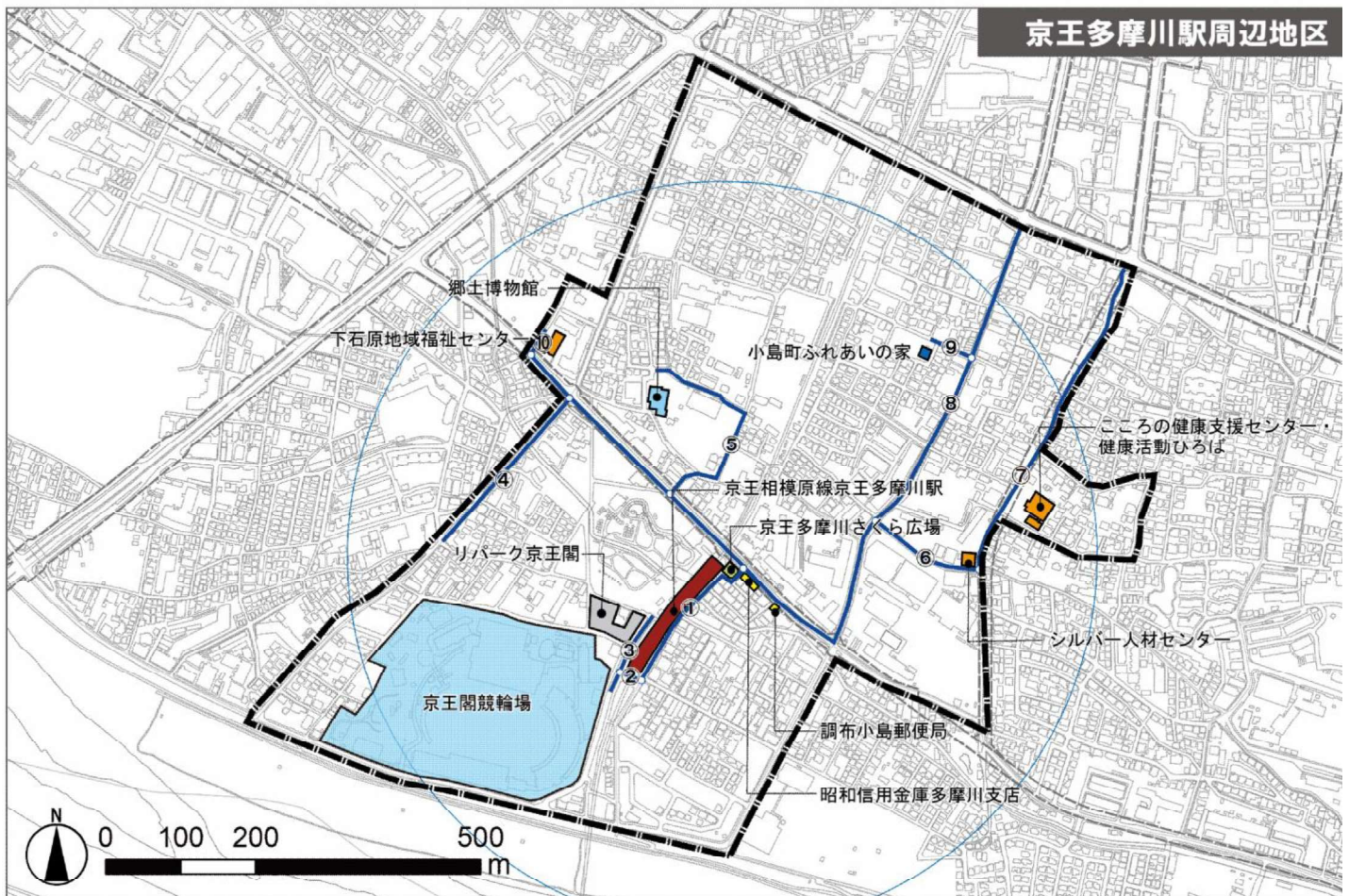
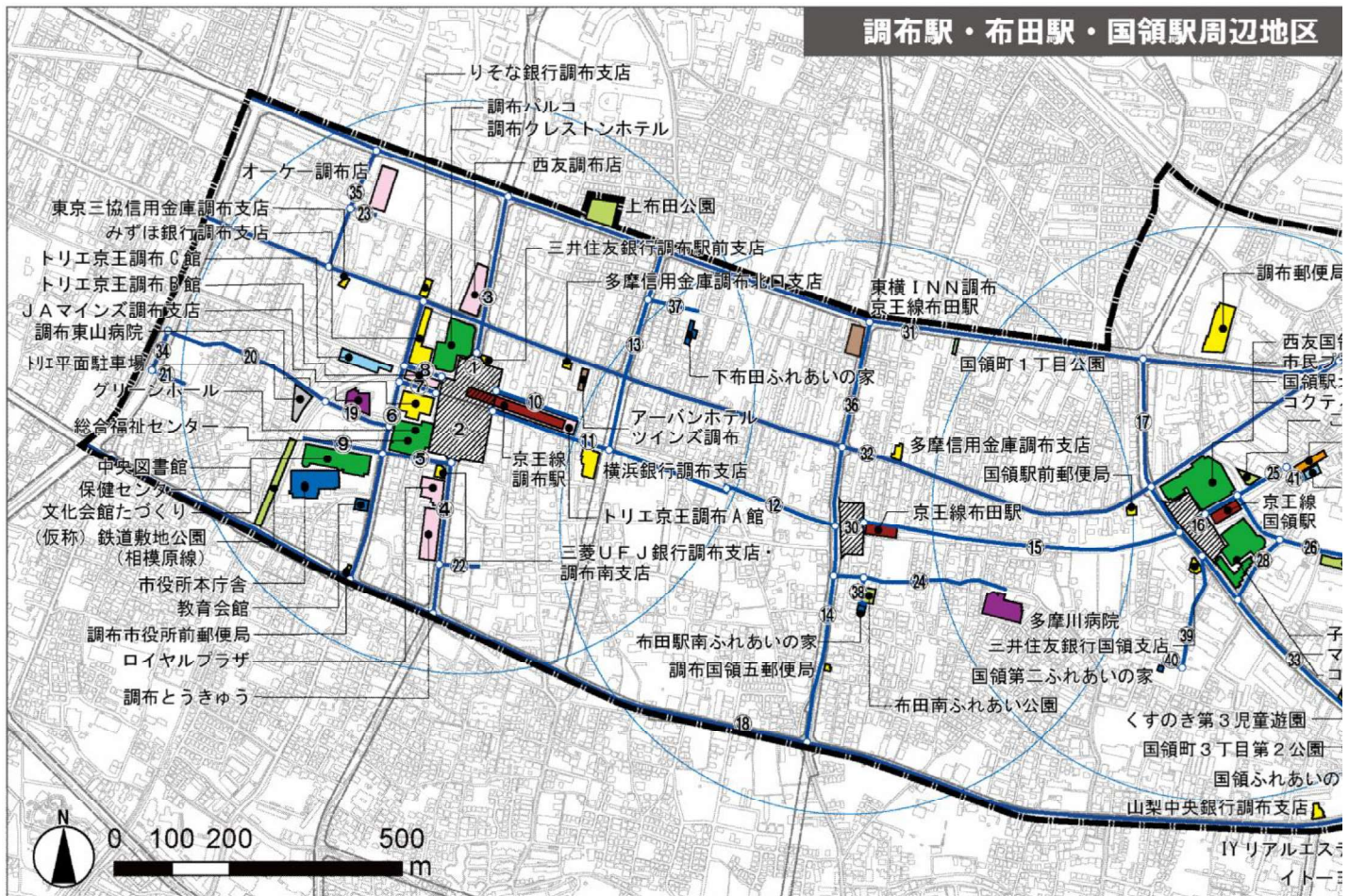
また、移動等円滑化促進地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮しつつ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定します。





移動等円滑化促進地区図





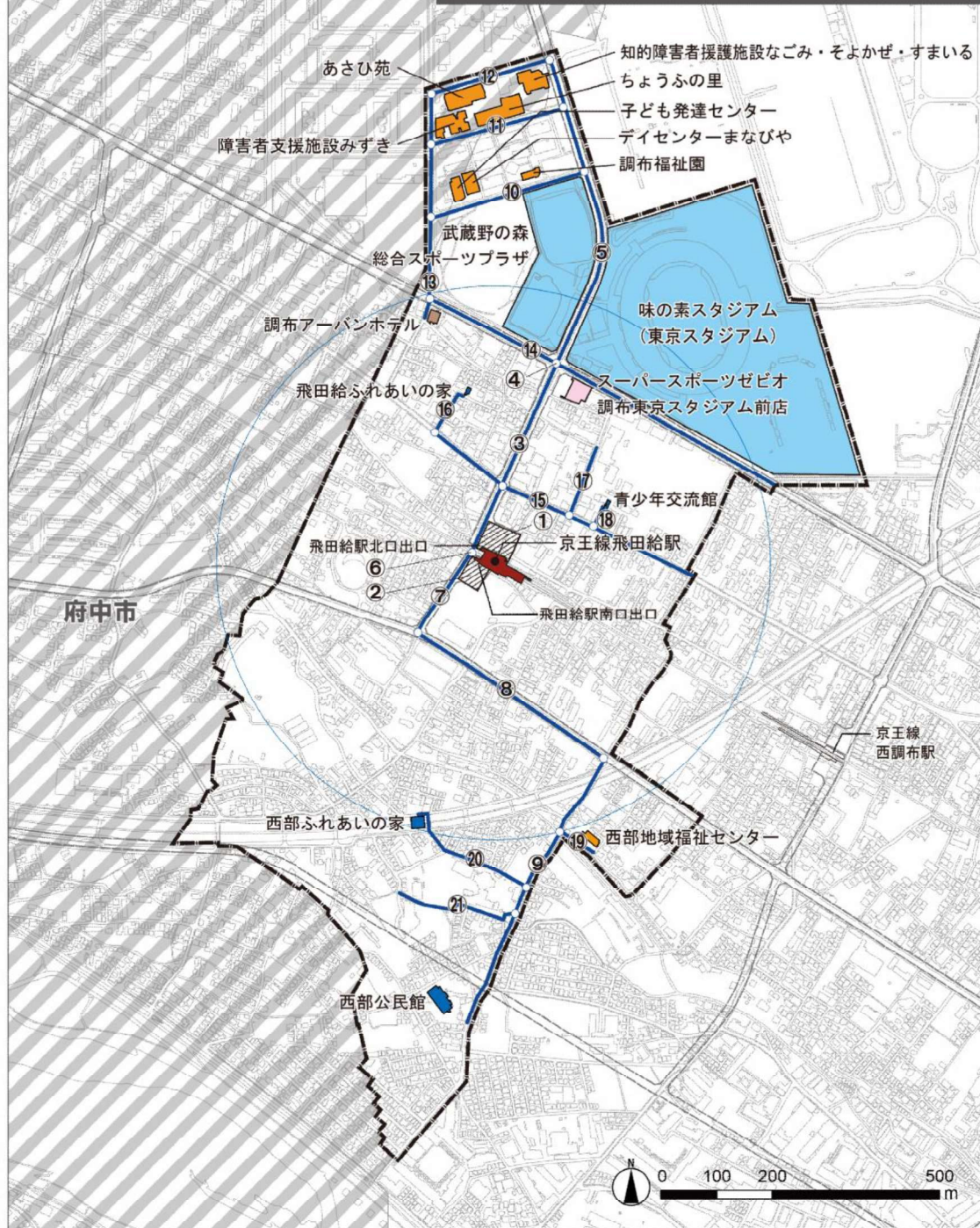
重点整備地区図



重点整備地区図



飛田給駅周辺地区 重点整備地区図



生活関連施設

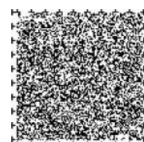
旅客施設	医療施設	複合施設	
行政機関・公共施設等	宿泊施設	都市公園等	
保健・福祉施設	商業施設	路外駐車場	
文化・体育施設	金融機関・郵便局		

生活関連経路等

生活関連経路	経路番号
駅前広場 (調布駅は計画)	
都市計画道路	

重点整備地区

調布駅・布田駅・国領駅	204ha
飛田給駅	114ha
京王多摩川駅	65ha



移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげていくための共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

共通の配慮事項は、まちあるき点検やアンケート調査等で寄せられた意見の中から、特に意見が多かった内容や協議会等で必要とされた内容について、事業種別ごとに整理しています。

《バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項》 ※主なものを抜粋

◆公共交通のバリアフリー化

○鉄道駅

- ・ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。

○路線バス・ミニバス

- ・バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする（道路管理者と連携）。

○タクシー

- ・乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。



可動式ホーム柵



正着しやすいバス停

◆道路のバリアフリー化

○歩道のある道路

- ・交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

○歩道のない道路

- ・歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進（歩道の設置等）。



バリアフリー化された歩道



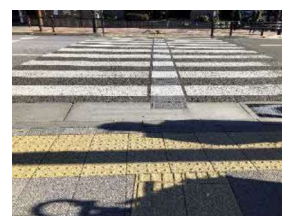
歩道のない道路での安全対策（カラー舗装化）

◆交通安全（信号機等）のバリアフリー化

- ・音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進する。
- ・歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進する。



経過時間表示式信号機



エスコートゾーン

◆建築物（駐車場を含む）のバリアフリー化

- ・エレベーターは、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車いす用操作盤は両側に設置する。
- ・車いす使用者用トイレは、大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さを確保する。
- ・筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
- ・多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。



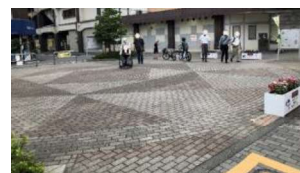
両側に車いす用操作盤が設置されたエレベーター



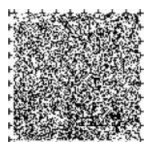
筆談具

◆公園のバリアフリー化

- ・車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。
- ・歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
- ・日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。



十分な出入口幅を確保（京王多摩川さくら広場）



各重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として位置付けます。

《特定事業等の内容》 ※主なものを抜粋

◆公共交通特定事業

○鉄道駅

- ・車両のバリアフリー化を推進します。
- ・可動式ホーム柵の設置・ホームと車両の段差や隙間を縮小します。

○バス

- ・ノンステップバスへの代替を促進します。

○タクシー

- ・車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進します。

◆道路特定事業

- ・2m以上の幅員を確保し、景観に配慮した平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。
- ・電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。
- ・交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ・バス停は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします。

◆交通安全特定事業

- ・音響式や経過時間表示式等のバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。
- ・歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。（道路管理者と連携）

◆建築物特定事業

- ・道路と建物の連続性に配慮します（段差や勾配の解消 等）。
- ・利用しやすいエレベーターを整備します（音声案内、窓ガラス、鏡の設置等）。
- ・利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します（利用しやすいボタン、袖壁、温水洗浄便座、目隠しカーテンの設置等）。
- ・聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します（文字情報や光による情報の伝達等）。
- ・筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。

◆都市公園特定事業

- ・歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ・主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。

◆路外駐車場特定事業

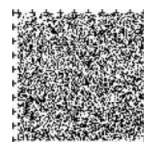
- ・出入口や駐車場等があることを示す案内表示を設置します。

◆教育啓発特定事業

- ・利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。
- ・エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。
- ・施設周辺における放置自転車や看板設置禁止を促す取組を実施します。

◆その他の事業（飛田給駅北公衆トイレ）

- ・車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。



市全域におけるバリアフリー化の促進【マスタープラン 本編 P69】

関連する調布市の各取組と連携し、以下に示す市全域におけるバリアフリー化を促進していきます。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) 心のバリアフリーの促進 | (6) 障害者スポーツに関する取組の促進 |
| (2) 情報提供におけるバリアフリー化の促進 | (7) 災害時を想定したバリアフリー化の促進 |
| (3) 学校におけるバリアフリー化の促進と通学路の安全対策 | (8) 工事中のバリアフリー対応の促進 |
| (4) 施設整備に伴うバリアフリー化の促進 | (9) 福祉施策等と連携したバリアフリー化の促進 |
| (5) 自転車に関する取組の促進 | (10) 当事者参加によるバリアフリー化の促進 |
| | (11) 市民提案に基づくマスタープラン及び基本構想の策定 |

市全域で取り組む事業

【基本構想 本編 P127】

調布市が主体となり、地区の枠組みを超えて市全域で取り組む事業を位置付けます。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 教育啓発特定事業 | (7) 障害者スポーツの振興に関する事業 |
| (2) 人的対応・接遇に関する事業 | (8) 災害に備えた対策に関する事業 |
| (3) 情報提供に関する事業 | (9) 工事中のバリアフリー対応に関する事業 |
| (4) 通学路の安全対策に関する事業 | (10) 福祉施策等との連携促進に関する事業 |
| (5) 施設整備に関する事業 | (11) 高齢者、障害者等の意見を反映する仕組みに関する事業 |
| (6) 自転車対策に関する事業 | |

マスタープラン・基本構想の推進

【マスタープラン 本編 P75】

【基本構想 本編 P133】

以下の推進の枠組みにより、マスタープラン及び基本構想を推進していきます。

マスタープラン及び基本構想の周知・啓発

当事者意見の反映

継続的な評価・検討

マスタープランに基づく
届出制度によるバリアフリー化

基本構想に基づく
特定事業計画の作成及び特定事業の実施

本概要版には、1辺が2cm程度の2次元音声コードである Uni-Voice と、コード位置の認識のために切り込みを入れています。

これは、視覚障害者の方にも文字情報を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読取機械をコードにあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。

調布市バリアフリーマスタープラン ～移動等円滑化促進方針～

調布市バリアフリー基本構想 ～地区別計画～

【概要版】

登録番号(刊行物番号)：2022-43

編集・発行

：調布市都市整備部交通対策課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

電話 042-481-7454/FAX 042-481-6800

